

第4回定例会会議録

平成26年12月11日（木）

開 議 午前10時00分

○議長（笹沢 武君） おはようございます。これより、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これより、委員長報告を求めます。

去る12月3日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願、陳情について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第94号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

―――日程第2 議案第95号 御代田町国民健康保険条例の一部を

改正する条例案について―――

―――日程第3 議案第96号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第1 議案第94号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、日程第2 議案第95号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、日程第3 議案第96号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） おはようございます。報告いたします。

平成26年12月11日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第94号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

議案第95号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

議案第96号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第94号から議案第96号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第94号から議案第96号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、日程第1 議案第94号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、日程第2 議案第95号 御代田町国民健康保険条例

の一部を改正する条例案について、日程第3 議案第96号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第4 議案第97号 御代田町保育の必要性の認定に
関する条例を制定する条例案について―――

―――日程第5 議案第98号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例を制定する条例案について―――

―――日程第6 議案第99号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める
条例を制定する条例案について―――

―――日程第7 議案第100号 御代田町放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準を定める
条例を制定する条例案について―――

―――日程第8 議案第101号 御代田町地区計画等の案の作成手続に
関する条例を制定する条例案について―――

―――日程第9 議案第102号 御代田町風致地区内における建築等の規制に
関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議案第97号 御代田町保育の必要性の認定に関する
条例を制定する条例案について、日程第5 議案第98号 御代田町家庭的保育事
業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について、日程第
6 議案第99号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例を制定する条例案について、日程第7 議案第100号
御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定
する条例案について、日程第8 議案第101号 御代田町地区計画等の案の作成
手続に関する条例を制定する条例案について、日程第9 議案第102号 御代田
町風致地区内における建築等の規制に関する条例を制定する条例案について、委員
長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） 2 ページをお開きください。

平成 26 年 12 月 11 日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第 97 号 御代田町保育の必要性の認定に関する条例を制定する条例案について

議案第 98 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について

議案第 99 号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について

議案第 100 号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について

議案第 101 号 御代田町地区計画等の案の作成手続に関する条例を制定する条例案について

議案第 102 号 御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例を制定する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 97 号から議案第 102 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 97 号から議案第 102 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第4 議案第97号 御代田町保育の必要性の認定に関する条例を制定する条例案について、日程第5 議案第98号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について、日程第6 議案第99号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について、日程第7 議案第100号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について、日程第8 議案第101号 御代田町地区計画等の案の作成手続に関する条例を制定する条例案について、日程第9 議案第102号 御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例を制定する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第10 議案第103号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案

(第6号) について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第10 議案第103号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案(第6号) について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君) 報告いたします。1ページにお戻りください。

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第103号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案(第6号) について

(総務文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(笹沢 武君) ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

町民建設経済常任委員長、小井土哲雄委員長。

(町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(小井土哲雄君) なし。

○議長(笹沢 武君) 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第103号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第103号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第10 議案第103号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案(第6号)については、委員長報告のとおり決しました。

- ――― 日程第 1 1 議案第 1 0 4 号 平成 2 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案（第 2 号）について―――
- ――― 日程第 1 2 議案第 1 0 5 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別
会計補正予算案（第 3 号）について―――
- ――― 日程第 1 3 議案第 1 0 6 号 平成 2 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計
補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 1 議案第 1 0 4 号 平成 2 6 年度御代田町国民健康保
険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について、日程第 1 2 議案第 1 0 5 号
平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について、
日程第 1 3 議案第 1 0 6 号 平成 2 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正
予算案（第 1 号）について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告いたします。

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第 1 0 4 号 平成 2 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
案（第 2 号）について

議案第 1 0 5 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第
3 号）について

議案第 1 0 6 号 平成 2 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第
1 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 1 0 4 号から議案
第 1 0 6 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第104号から議案第106号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第11 議案第104号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、日程第12 議案第105号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について、日程第13 議案第106号 平成26年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第14 議案第107号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別
会計補正予算案(第3号)について―――

―――日程第15 議案第108号 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正
予算案(第2号)について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第14 議案第107号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)について、日程第15 議案第108号 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第2号)について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(小井土哲雄君)

平成26年12月11日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第107号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

議案第108号 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第107号から議案第108号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第107号から議案第108号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、日程第14 議案第107号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について、日程第15 議案第108号 平成26年

度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第16 請願第6号 2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と行動をすることを求める意見書の提出に関する請願――

○議長（笹沢 武君） 日程第16 請願第6号 2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と行動をすることを求める意見書の提出に関する請願についての審査報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告いたします。3ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 請願第6号 2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と行動をすることを求める意見書の提出に関する請願

（12月3日の議会において付託）

意見書を提出すべきである

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告いたします。

平成26年12月11日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第6号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第6号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第6号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第16 請願第6号 2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と行動をすることを求める意見書の提出に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第17 陳情第4号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情―――

―――日程第18 陳情第5号 最低制限価格の設定に関する陳情―――

○議長(笹沢 武君) 日程第17 陳情第4号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情について、日程第18 陳情第5号 最低制限価格の設定に関する陳情についての審査報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(小井土哲雄君) 4ページ、お聞きください。

請願・陳情審査報告書

審査の結果

趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第4号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情

(12月3日の議会において付託)

2. 件名 陳情第5号 最低制限価格の設定に関する陳情

(12月3日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告いたします。

平成26年12月11日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

○議長(笹沢 武君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました陳情第4号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第4号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第4号については趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第17 陳情第4号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、日程第18 陳情第5号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第5号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第5号については趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第18 陳情第5号 最低制限価格の設定に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第19 陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅

増員を求める陳情書―――

○議長(笹沢 武君) 日程第19 陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書についての審査報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君) 報告いたします。

請願・陳情審査報告書

(2) 趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求

める陳情書について

(12月3日の議会において付託)

本委員会は、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告いたします。

平成26年12月11日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第6号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第6号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第6号については趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、日程第19 陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第20 陳情第7号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書―――

○議長（笹沢 武君） 日程第20 陳情第7号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書についての審査報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告いたします。

請願・陳情審査報告書

（3）不採択とすべきもの

1. 件名 陳情第7号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書

(12月3日の議会において付託)

理由 国が現在法整備に着手しており、処遇改善の費用を国費で行うことや、処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大することは賛成できないため。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告いたします。

平成26年12月11日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

○議長(笹沢 武君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第7号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第7号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第7号については、不採択とのことであります。

陳情第7号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書を採択することに、介護従事者の処遇改善を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立、少数であります。

よって、日程第20 陳情第7号介護従事者の処遇改善を求める陳情書については、不採択とするに決しました。

――― 日程第 2 1 意見案第 6 号 2 0 1 5 年核不拡散条約 (N P T) 再検討会議に

において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と

行動をすることを求める意見書案について―――

○議長 (笹沢 武君) 日程第 2 1 意見案第 6 号 2 0 1 5 年核不拡散条約 (N P T)

再検討会議において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と行動をすることを
求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

小山岳夫議会事務局長。

(議会事務局長 小山岳夫君 登壇)

○議会事務局長 (小山岳夫君) 意見書案の朗読をいたします。本日の議事日程第 4 号の

5 ページをごらんください。

意見案第 6 号

2 0 1 5 年核不拡散条約 (N P T) 再検討会議において、日本政府が核兵器全面
禁止のための決断と行動をすることを求める意見書 (案)

上記意見案を、御代田町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出
します。

平成 2 6 年 1 2 月 1 1 日

御代田町議会議長 笹沢 武 様

提出者 御代田町議会議員 池田 健一郎

賛成者 御代田町議会議員 仁科 英一

市村 千恵子

五味 高明

井田 理恵

池田 るみ

2 0 1 5 年核不拡散条約 (N P T) 再検討会議において、日本政府が核兵器全面
禁止のための決断と行動をすることを求める意見書 (案)

2 0 1 0 年 5 月開催の N P T 再検討会議は「すべての国家は核兵器のない世界を
達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と決議し
ました。日本は同条約の加盟参加国です。

また2013年10月、125カ国連名で発表された「核兵器の人的影響に関する共同声明」は、「核兵器がいかなる状況の下でも決して使われないことが人類生存の利益」と述べ、日本政府はこれに賛同しました。

ところが日本政府は、国連において「核兵器禁止条約の締結」をめぐることは、相変わらず「棄権」という態度をとり続けています。

今核兵器を持つわずかな国が一斉に核放棄を決断すれば、核兵器全面禁止条約の締結は夢ではありません。

2015年のNPT再検討会議を前にして、日本政府が「抑止力」論で核の永久保持を容認するのではなく、核兵器を地球上から根絶する立場に立つことを決断され、その方向での積極的な努力を開始されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

外務大臣 殿

○議長（笹沢 武君） 本案について趣旨説明を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 意見書に対する趣旨説明をいたします。

2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と行動をすることを求める意見書案の趣旨説明を行います。

2010年5月開催のNPT再検討会議は「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と決議し、日本は同条約の加盟参加国です。

しかし、日本政府は、国連において「核兵器禁止条約の締結」をめぐることは、「棄権」という態度をとり続けています。

日本政府は、被爆国にふさわしく国際社会、国連において核兵器全面禁止条約のための交渉開始に積極的に努力する姿勢を求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第6号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしをと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、日程第21 意見案第6号 2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と行動をすることを求める意見書案については、原案のとおり決しました。

ただいま、町長より議案が4件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第4とし、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第109号から議案第112号を追加日程第1から第4とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第1 議案第109号 財産の取得について――

○議長（笹沢 武君） 追加日程第1 議案第109号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明君企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君)

それでは、追加議事日程の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第109号 財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記により財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決を求める。

記

1. 取得する財産及び数量。

土地 御代田町大字馬瀬口字入向原1794番の1他7筆

宅地 2万9,147.83m²

建物 工場 鉄骨造スレート葺平屋他16棟

延面積 5,624.58m²

2. 取得価格 1億5,172万7,198円

3. 取得の相手方 御代田町大字御代田2464番地2 御代田町土地開発公社
でございます。

この取得する物件につきましては、メルシャン跡地を役場庁舎敷地用地として取得するものと、それからやまゆりラインの代替用地を取得するものであります。

御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第109号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、追加日程第1 議案第109号 財産の取得については原案のとおり決しました。

――追加日程第2 議案第110号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長(笹沢 武君) 追加日程第2 議案第110号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) それでは、追加議案の2ページ、議案第110号をお願いいたします。

これにつきましては、本年8月7日、人事院及び10月17日に長野県による給与勧告及び報告を受け、当町においても関連条例の一部改正をするものでございます。

議会の議員の議会報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、冒頭に御説明申し上げたとおり、県の人事委員会勧告に基づき、期末手当を0.15月分引き上げるものでございます。この条例は、2つの条例に対する改正を施行期日ごとに区分し、1本にまとめた構成となっております。

それでは、3ページのほうをごらんください。第1条では、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するとして、第5条第2項、期末手当12月期分の「100分の155」を「100分の170」とするものでございます。

これについては、公布の日から施行するというので、本年度の適用となります。

第2条につきましては、同じくこの一部改正として、第5条第2項、期末手当6月期分については「100分の140」を「100分の147.5」に、12月期については「100分の170」を「100分の162.5」とするものでござ

います。

なお、附則但し書きにもありますように、施行期日は平成27年4月1日よりとなります。

御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第110号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、追加日程第2 議案第110号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案どおり決しました。

――追加日程第3 議案第111号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（笹沢 武君） 追加日程第3 議案第111号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それでは、追加議案の5ページをお願いいたします。議案第111号でございます。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

この条例の一部改正も議案110号と同様でございます。施行期日ごとに2条立てでまとめてございます。

次の6ページをお願いいたします。第1条、御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、第2条第2項、ただし書きにあります期末手当12月期の「100分の155」を「100分の170」とするものです。

これは公布の日から施行するというところでございます。

次に、第2条で、同じく第2条第2項の6月期分でございますが、「100分の140」を「100分の147.5」に、12月期の「100分の170」を「100分の162.5」とするものでございます。

これも同様、前項と同じように、附則の但し書きにありますように、施行期日につきましては平成27年4月1日よりとしてございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第111号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、追加日程第3 議案第111号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の

給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案どおり決しました。

――追加日程第4 議案第112号 一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例案について――

○議長（笹沢 武君） 追加日程第4 議案第112号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それでは、追加議案の8ページをお願いいたします。議案の第112号でございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。この条例の一部改正も議案第110、111号と同様でございます。

それでは、次の9ページのほうをごらんください。

第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、まず最初に、条例の本則が小に区分されているため、目次を追加することといたしました。

次に、18条第2号の通勤手当でございますが、この通勤手当のうち、5km以上の金額をそれぞれの区分に応じて引き上げるものでございます。

次に、第30条に勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げるものでございまして、第30条第1項第1号中、一般職員の「100分の67.5」を「100分の82.5」と、管理職員につきましては、「100分の87.5」を「100分の102.5」と、同項第2号の再任用職員の一般職員として、「100分の32.5」を「100分の37.5」に、再任用の管理職員の「100分の42.5」を「100分の47.5」にするものでございます。

次の附則第13項には、6級で55歳を超える職員の勤勉手当については、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額に乗ずる割合がございすけれども、この割合を一般職は「100分の1.0125」を「100分の1.2375」と、管理職員については、「100分の1.3125」を「100分の1.5375」に、最低号俸に達しない一般職員ということで「100分の67.5」を「100分の

82.5」に、最低号俸に達していない管理職員ということで「100分の87.5」を「100分の102.5」に改めます。

これについては、公布の日から施行するということになります。

次に、別表の第1の給料表の改定でございますけれども、これについては、平成26年4月、民間企業との比較による改定で、県の人事委員会勧告に基づき平均で0.27%引き上げを行うものでございます。

次に、13ページのほうをお願いいたします。13ページのほうに第2条がございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、第24条の2というところに管理監督職員が災害への対処等臨時緊急の必要により、やむを得ず勤務した場合、管理職員特別勤務手当として、現行は「休日のみ支給する」とされていたものを「平日の午前零時から午前5時まで勤務した場合にも支給する」とこととしまして、勤務1回について6,000円を超えない範囲で手当を支給するとしたものでございます。

14ページのほうをお願いいたします。ここは第30条第1項で勤勉手当の支給月数を0.15引き上げるものですが、30条の第1項第1号中、一般職員「100分の82.5」を「100分の75」と、管理職員については「100分の102.5」を「100分の95」と、同項第2号の再任用職員の一般職員「100分の37.5」を「100分の35」に、再任用の管理職員「100分の47.5」を「100分の45」とするものです。

また、附則につきましては、第1条と同様に一般職の職員については「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、管理職については「100分の1.5375」を「100分の1.425」と、最低号俸の部分で一般の職員「100分の82.5」を「100分の75」と、同様、最低号俸ということで管理職員のほうで「100分の102.5」を「100分の95」とするものでございます。

附則につきましては、説明してございますが、1条の適用は公布の日から、2条は平成27年4月1日よりとしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしをと認め、議案第112号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、追加日程第4 議案第112号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案どおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて散会にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長挨拶――

○議長(笹沢 武君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本議会に提案させていただきました全議案をお認めいただきまして大変ありがとうございました。

私にとりましては、2期目最後の議会となりました。これまで町民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆様からいただきました御支援と御協力に心から感謝を申し

上げます。

御代田町議会と議員の皆様の今後の御発展、御活躍を心より御祈念を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

――閉 会――

○議長（笹沢 武君） それでは、これにて、平成26年第4回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前10時59分